

議案第 8 1 号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 8 日提出

三次市長 増 田 和 俊

過疎地域自立促進計画の過疎地域自立促進計画書第 2 項第 3 号の表中

「

君田健康ふれあい施設（君田温泉森の泉）整備事業	三次市	
-------------------------	-----	--

」を

「

君田健康ふれあい施設（君田温泉森の泉）整備事業	三次市	
道の駅ゆめランド布野改修事業	三次市	

」に、

「

（仮称）みよしあそびの王国室内遊具場整備事業	三次市	
------------------------	-----	--

」を

「

（仮称）みよしあそびの王国室内遊具場整備事業	三次市	
三次市こどもの室内遊び場整備事業（駐車場整備事業）	三次市	

」に

改める。

過疎地域自立促進計画の過疎地域自立促進計画書第3項第3号の表中

「

下川立子ノ木線（改良舗装） L = 200 W = 4.0	三次市	
----------------------------------	-----	--

」を

「

下川立子ノ木線・川地103号線（改良舗装） L = 590 W = 5.0	三次市	
--	-----	--

」に、

「

土居淀田線（改良舗装） L = 140 W = 4.0	三次市	
--------------------------------	-----	--

」を

「

土居淀田線・和田2号・169号線（改良舗装） L = 700 W = 4.0	三次市	
---	-----	--

」に、

「

八次222号線（新設） L = 156 W = 6.5	三次市	
--------------------------------	-----	--

」を

「

八次222号線（新設） L = 156 W = 6.5	三次市	
中三原東地線（落石対策） L = 150 W = 3.4	三次市	
八次54号線（改良舗装） L = 120 W = 4.0	三次市	

十日市 15 号線 (改良舗装) L = 200 W = 7.0	三次市	
八次 88 号線 (改良舗装) L = 600 W = 9.5	三次市	
酒河 81 号線 (改良舗装) L = 180 W = 4.0	三次市	
酒河 37 号・158 号線 (改良舗装) L = 400 W = 5.0	三次市	
八次 70 号線 (改良舗装) L = 160 W = 4.0	三次市	

」に,

「

神杉 89 号線 (神杉 89 号線一号橋) L = 15.7 W = 3.7	三次市	
--	-----	--

」を

「

神杉 89 号線 (神杉 89 号線一号橋) L = 15.7 W = 3.7	三次市	
川地 160 号線 (市場橋) L = 34.6 W = 5.1	三次市	
酒河 93 号線 (原田橋) L = 21.1 W = 2.8	三次市	
市場下瀬谷線 (半湊橋) L = 26.1 W = 4.0	三次市	
川地 161 号線 (永屋橋) L = 22.6 W = 5.0	三次市	
三若有原線 (明賀橋) L = 49.3 W = 5.0	三次市	

住田丸山線（七森橋） L = 50.1 W = 6.0	三次市	
神杉 129 号線（神和橋） L = 138.8 W = 3.5	三次市	
神杉 81 号線（神杉 81 号線一号橋） L = 21.7 W = 3.8	三次市	
川西 9 号線（前田橋） L = 61.4 W = 3.5	三次市	
海田原田幸線（大滝橋） L = 155.0 W = 6.6	三次市	

」に、

「

上布野 43 号線（湯谷橋） L = 15.3 W = 3.9	三次市	
------------------------------------	-----	--

」を

「

上布野 43 号線（湯谷橋） L = 15.3 W = 3.9	三次市	
上布野 42 号線（幸橋） L = 18.3 W = 6.0	三次市	
井手平柳原線（新天神橋） L = 45.7 W = 8.0	三次市	
下作木 59 号線（撰荷地橋） L = 22.8 W = 7.0	三次市	

」に、

「

雲通線（諏訪ノ森橋） L = 29.7 W = 6.2	三次市	
--------------------------------	-----	--

」を

「

雲通線（諏訪ノ森橋） L = 29.7 W = 6.2	三次市	
吉舎 137 号線（城山橋） L = 51.0 W = 2.0	三次市	
雲通 621 号線（信木橋） L = 20.7 W = 3.9	三次市	
安田 642 号線（おこそ橋） L = 38.5 W = 6.3	三次市	
海田原田幸線（矢井大橋） L = 160.0 W = 6.5	三次市	

」に、

「

仁賀 449 号線（友永橋） L = 34.6 W = 4.4	三次市	
------------------------------------	-----	--

」を

「

仁賀 449 号線（友永橋） L = 34.6 W = 4.4	三次市	
三良坂 462 号線（国光橋側道橋） L = 57.0 W = 1.5	三次市	
三良坂 462 号線（国光橋） L = 57.0 W = 5.5	三次市	
仁賀 457 号線（計納橋） L = 49.7 W = 5.2	三次市	
三良坂 161 号線（小谷橋） L = 36.6 W = 3.6	三次市	

」に

改める。

過疎地域自立促進計画の過疎地域自立促進計画書第5項第3号の表中

「

高齢者福祉施設整備事業	三次市	
-------------	-----	--

」を

「

高齢者福祉施設整備事業	三次市	
三次市福祉保健センター等駐車場整備事業	三次市	

」に

改める。

過疎地域自立促進計画の過疎地域自立促進計画書第7項第3号の表中

「

(1)学校教育関連施設			
校舎	小中学校老朽化対策事業	三次市	
	小中学校学習環境整備事業	三次市	
屋内運動場	屋内運動場天井等落下防止対策事業	三次市	
寄宿舍	甲奴中学校寄宿舍整備事業	三次市	

」を

「

(1)学校教育関連施設			
校舎	小中学校老朽化対策事業	三次市	
	小中学校学習環境整備事業	三次市	
屋内運動場	屋内運動場天井等落下防止対策事業	三次市	
水泳プール	学校プール整備事業	三次市	
寄宿舍	甲奴中学校寄宿舍整備事業	三次市	

」に、

「

(3)集会施設, 体育施設等	集会施設	(仮称) 三次町地域集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 十日市こども集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 甲奴こども集会所整備事業	三次市	
		みよしまちづくりセンター改修事業	三次市	
		三良坂コミュニティセンター駐車場整備事業	三次市	
		三次市生涯学習センター耐震等改修事業	三次市	
	体育施設	みよし運動公園整備事業	三次市	
	その他	川西郷の駅整備支援事業	三次市	

」を

「

(3)集会施設, 体育施設等	集会施設	(仮称) 三次町地域集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 十日市こども集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 神杉こども集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 甲奴こども集会所整備事業	三次市	
		みよしまちづくりセンター改修	三次市	

	事業		
	三良坂コミュニティセンター駐車場整備事業	三次市	
	三次市生涯学習センター耐震等改修事業	三次市	
体育施設	みよし運動公園整備事業	三次市	
その他	川西郷の駅整備支援事業	三次市	

」に

改める。